

議第二十六号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例（平成十四年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「審議会」を「審議会等」に改め、同条中「第三十条の四十第一項の」を「第三十条の四十第一項に規定する」に改め、「審議会」の下に「及び法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する法第三十条の四十第一項に規定する附票本人確認情報の保護に関する審議会」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「者」の下に「及び法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する法第三十条の三十二第一項の規定により知事に対して自己に係る附票本人確認情報の開示を請求する者」を加える。

別表第一第十六号を同表第十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

17 B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

18 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一第十五号を同表第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

15 選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
別表第二教育委員会の項第二号を同項第三号とし、同号の前に次のように加える。

2 選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 説 明

選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に係る本人確認情報の利用事務を追加する等のため、この条例を定めようとする。